

第5章 オハイオ州における産業廃棄物処理の取組みについて

第1節 産業廃棄物の現況

オハイオ州の産業廃棄物の総排出量については、2002年約1,853万トン（図表5. 1）であり、リサイクル量は約1,078万トン（図表5. 2、このリサイクル量はごみ減量分も含む）、最終処分量は約775万トン（図表5. 3）である。リサイクル率は63.7%である。

一方、一般廃棄物については、2002年の総排出量が約1,399万トン（図表5. 1）、リサイクル量は約302万トン（図表5. 2）、最終処分量は約1,097万トン（図表5. 3）である。リサイクル率は21.6%である。

図表5. 1 オハイオ州廃棄物総排出量（1990年～2002年）

Table 3. Statewide Ohio Waste Generation (based upon disposal + recycling)						
Year	Tons Generated			Pounds per Person per Day		
	Residential/ Commercial	Industrial	Total	Residential/ Commercial	Industrial	Total
1990	11,645,247	5,727,154	17,372,401	5.88	2.89	8.77
*1991	10,842,556	8,632,299	19,474,855	5.77	4.04	9.81
1992	11,280,638	10,331,650	21,612,288	5.66	5.18	10.84
1993	11,426,848	11,211,163	22,638,011	5.70	5.60	11.30
1994	11,771,081	12,279,363	24,050,444	5.82	6.07	11.89
1995	11,448,973	15,227,291	26,676,264	5.68	7.56	13.24
1996	12,445,907	20,642,698	33,088,605	6.16	10.24	16.40
1997	12,532,160	19,729,898	32,262,058	6.14	9.65	15.79
1998	12,953,852	21,154,103	34,107,955	6.24	10.30	16.54
1999	13,195,167	20,234,830	33,429,997	6.33	9.94	16.27
2000	13,681,435	21,764,057	35,445,491	6.65	10.58	17.24
2001	13,581,948	18,599,574	32,181,522	6.54	8.96	15.51
2002	13,990,018	18,526,075	32,516,093	6.72	8.89	15.61

図表 5. 2 オハイオ州廃棄物リサイクル量 (1990 年～2002 年)

Table 2. Statewide Reduction/Recycling for Ohio-Generated Waste						
Year	<u>Tons Reduced/Recycled</u>			<u>Percentage of Total Reduced/Recycled</u>		
	Residential/ Commercial	Industrial	Total	Residential/ Commercial	Industrial	Total
1990	2,260,000	2,186,000	4,446,000	19.4	38.2	25.6
*1991	2,230,500	3,072,000	5,302,500	19.5	38.3	27.1
1992	2,201,000	3,958,000	6,159,000	19.5	38.3	28.5
1993	2,271,000	5,142,000	7,413,000	19.9	45.9	32.8
1994	2,451,000	5,760,000	8,211,000	20.8	46.9	34.1
1995	1,942,000	6,523,000	8,465,000	17.0	42.8	31.7
1996	2,553,000	11,284,000	13,837,000	20.6	54.6	41.8
1997	2,589,000	10,287,000	12,876,000	20.6	52.1	39.9
1998	2,373,000	10,856,000	13,229,000	18.5	51.4	39.0
1999	2,477,000	10,547,000	13,024,000	19.0	51.7	38.9
2000	2,712,535	12,199,869	14,912,404	19.8	56.1	42.1
2001	2,979,310	10,564,515	13,543,825	21.9	61.7	44.1
2002	3,015,265	10,775,708	13,790,973	21.6	63.7	44.6

産業廃棄物の総排出量は 2000 年から 2 年連続して減少、リサイクル率も 1998 年から 4 年連続して増加していることから、産業廃棄物においては、州政府が目標に掲げるごみの減量・リサイクルが着実に進んでいる。ところが、一般廃棄物の方は、2002 年の総排出量が 1,399 万トンで前年より微増、リサイクル率も 2001 年の 21.9%から 2002 年は 21.6%と減少していることから、2001 年の廃棄物処理計画に掲げられた一般廃棄物の減量とリサイクル率 25%の目標達成に少し足踏みをしているといえよう。

2001 年、州民 1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量も 6.54pounds(2.943kg: 1 pound=0.45kg

で換算)で、2001 年アメリカ国民 1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量¹4.4pounds (1.98kg) の 1.5 倍、2001 年日本の国民 1 日 1 日当たり一般廃棄物排出量²1.124kg の 2.6 倍であることから、一般廃棄物の減量・リサイクルの推進の取組みに関し、何らかの改善が必要であろう。

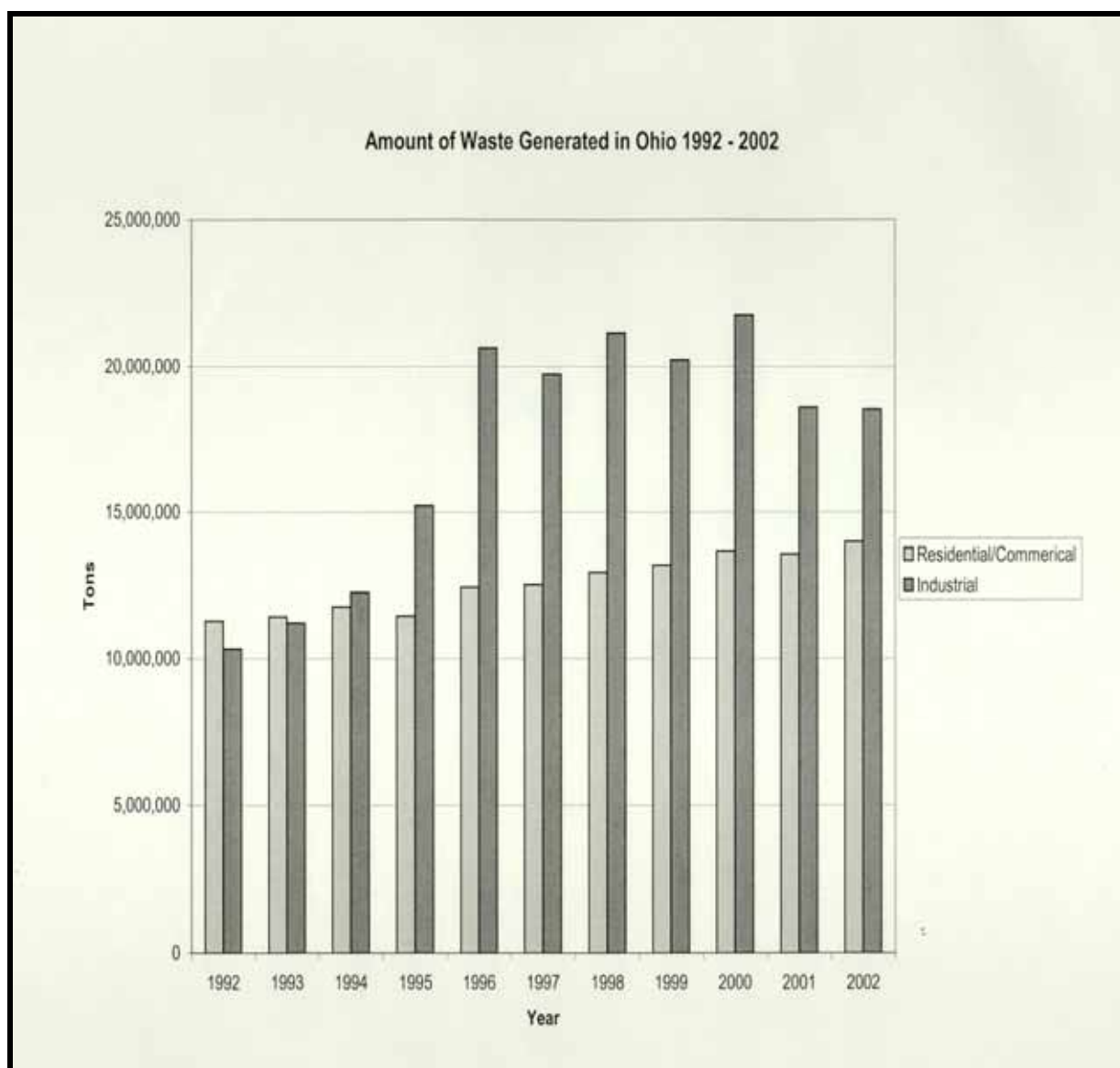
図表 5. 3 オハイオ州廃棄物最終処分量 (1990 年～2002 年)

Table 1. Statewide Landfill Disposal for Ohio-Generated Waste						
Year	Tons Disposed			Pounds per Person per Day Disposed		
	Residential/ Commercial	Industrial	Total	Residential/ Commercial	Industrial	Total
1990	9,385,247	3,541,154	12,926,401	4.78	1.81	6.59
1991	8,612,056	5,560,299	14,172,355	4.39	2.84	7.23
1992	9,079,638	6,373,650	15,453,288	4.61	3.25	7.86
1993	9,155,848	6,069,163	15,225,011	4.59	3.07	7.67
1994	9,320,081	6,519,363	15,839,444	4.63	3.26	7.89
1995	9,506,973	8,704,291	18,211,264	4.71	4.38	9.09
1996	9,892,907	9,358,698	19,251,605	4.91	4.72	9.63
1997	9,943,160	9,442,898	19,386,058	4.90	4.66	9.56
1998	10,580,852	10,298,103	20,878,955	5.18	5.04	10.22
1999	10,718,167	9,687,830	20,405,997	5.23	4.73	9.96
2000	10,968,900	9,564,188	20,533,087	5.33	4.65	9.98
2001	10,602,638	8,035,059	18,637,697	5.11	3.87	8.98
2002	10,974,752	7,750,367	18,725,119	5.27	3.72	8.99

図表 5. 4 オハイオ州産業廃棄物と一般廃棄物の総排出量の推移

¹ EPA Website: <http://www.epa.gov/epaoswer/non-hw/muncpl/facts.htm>

²平成 16 年版環境白書 第 4 章廃棄物・リサイクル対策などの物質環境に係る施策 第 1 節廃棄物・リサイクルの現状 p.109



第 2 節 廃棄物埋立て処分場の残余年数

オハイオ州 2003 年時の産業廃棄物埋立て処分場の残余容量は、83,159,608 cubic yards であり、1 年に 3,984,832 cubic yards 処分すると想定した場合、残余年数は約 21 年である。一方、一般廃棄物埋立て処分場の残余容量は 513,209,395 cubic yards で、現在建設中の埋立て処分場の残余容量 75,940,000 cubic yards と併せると、589,149,395 cubic yards の容量があり、1 年に 21,153,300 cubic yards 処分すると想定した場合、残余年数は約 28 年になる³。

日本の産業廃棄物の残余容量が 1 億 7,941 万 m³、残余年数 4.3 年、一般廃棄物の残余容量が 1 億 5,261 万 m³、残余年数 12.5 年を考えると、埋立て処分場の容量に関しては、まだまだ余裕があるといえよう。なお、アメリカの他の州の多くで、一般廃棄物の埋立て処

³ オハイオ環境庁固形廃棄物・感染性廃棄物管理課 (Division of Solid and Infectious Waste)

分場の残余年数は 10 年以上残っている⁴。

フランクリン・カウンティの一般廃棄物埋立て処分場（オハイオ州の中で処分容量が最大級の埋立て処分場のひとつである。）



第 3 節 ごみの分類

オハイオ州は、ごみを有害廃棄物 (Hazardous Waste)、建設・解体廃棄物 (Construction & Demolition Debris)、感染性廃棄物 (Infectious Waste)、固形廃棄物 (Solid Waste) の 4 種類に分類し、さらに固形廃棄物を産業廃棄物 (Industrial Waste)、「その他廃棄物 (Residual Waste)」、一般廃棄物 (Municipal Solid Waste)、廃タイヤ (Scrap Tires) に再分類して廃棄物管理を行なっている。各ごみの定義については以下のとおりである。

1 有害廃棄物

有害廃棄物管理局 (Division of Hazardous Waste Management) によって定義・規定されているごみ。

2 建設・解体廃棄物

Management) より受領した資料による。

家、ビル、産業用・商業用施設、道路など人間によって造られた建造物の改造・建設・破壊・修復・修理によって発生したごみ。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。

3 感染性廃棄物

以下の物質又はその物質の種類に該当するすべてのごみ。

- (1) 標本培養菌、病原培養菌や病原菌の残り、生物製剤の生産過程で発生したごみや破棄された未使用及び弱毒性ワクチンなどの病原培養菌や病原菌の残り及びそれに関する生物製剤。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。
- (2) 不適切に管理されたのなら国民の健康へかなりの脅威を与えることになる病原菌に接触した（可能性がある）研究所のごみ。
- (3) 手術、検死及び診断中に除去又は取得した病原菌を含んだ（可能性がある）人間及び動物の組織、器官、身体の一部、体液及び排泄物等の病理学上のごみ。動物の病理学上のごみに関しては、動物が人間に感染する病気や病原菌に晒されていた（可能性がある）場合においてのみ該当する。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。
- (4) 病原菌を伝染させる恐れのある病気と診断されたため隔離された人間や動物の住んでいる場所から発生したごみ。連邦政府の「国民予防システム（the universal precaution system）」といわれる健康制度の下、血液と体液に関して予防措置が講じられている患者の部屋から発生したごみも含む。
- (5) 人間や動物の処分済み血液標本や血液が付着したもの。動物の血液標本や血液が付着したものに関しては、動物が人間に感染する病気や病原菌に晒されていた（可能性がある）場合においてのみ該当する。但し、血液が付着したものは、患者の治療のため、血液や体液で少し汚れた程度のバンテージや使い捨てのガウンなどのごみは含まない。
- (6) 研究、生物製剤の生産又は製薬品のテストにより故意に人間に感染する病原菌や人間の病気に晒された動物の汚染された死骸、身体の一部及び敷き藁。又は別の方法によって不適切な管理をしたのなら、国民の健康へかなりの脅威となる可能性がある人間に感染する病気や病原菌により感染した動物の死骸や敷き藁。
- (7) 皮下注射針、皮下注射器、外科用メスや壊れたガラス品など病院や調査・産業のための研究所において人間や動物、又は病原菌と接触した（可能性のある）物の治療や診断、接種において使用された鋭利なごみ（Sharp wastes）。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。
- (8) 生物製剤に関係する研究や実験の過程において、人間や動物の診断、治療又は接種のため発生したその他のごみで、健康委員会（the public health council）が感染性廃棄物として認めたもの。
- (9) その他、排出者が感染性廃棄物と認めたごみ。

⁴ EPA Website: <http://www.epa.gov/epaoswer/non-hw/muncpl/longdesc/4-9longdesc.htm>

4 固形廃棄物

固形廃棄物とは、産業・商業・農業・コミュニティ活動から生じたごみ、スクラップタイヤ、燃えるもの・燃えないもの、道路ごみなどいった不要で残ってしまった固形・半固形のことを意味する。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。土、建設業・鉱業・解体業によって生じたもの、解体ごみ、非有害飛灰及び固形灰といったタイプのごみは除かれる。（この固形灰は、石炭や燃料を燃焼させて生じた灰や入熱した割合が少なくとも月 50%を上回っていないスクラップタイヤを混ぜて石炭を燃焼した際に生じた灰、使用済み鑄砂や汚泥、ごみ・スクラップタイヤ・燃えるもの・燃えないもの・道路ごみなど国民の健康に非有害なものを燃焼させて生じた灰を含むが、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。）

固形廃棄物は、感染性廃棄物や有害廃棄物を含まない。

（1）産業廃棄物

産業廃棄物は、次の産業の製造過程により生じた固形廃棄物など製造や産業活動によって生じた固形廃棄物のことをいう。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。

- ・ 電力
- ・ 肥料・農業化学
- ・ 食品・食品関連商品・食品関連副産物
- ・ 無機化学
- ・ 鉄鋼・製鉄
- ・ 皮革・皮革商品
- ・ 非鉄金属
- ・ プラスチック・樹脂
- ・ パルプ・製紙
- ・ ゴム・合成プラスチック製品
- ・ 石材・ガラス・粘土・コンクリート
- ・ 繊維
- ・ 輸送機器

産業廃棄物は、資格を有する廃棄物埋立て処分場・産業廃棄物埋立て処分場・「その他廃棄物」埋立て処分場に処分して差し支えない。但し、「その他廃棄物」埋立て処分場には、オハイオ行政法の規則に従ったごみの種類と埋立て処分場の分類の基準により、そのクラスの数字を越えるごみを搬入してはならない⁵。

（2）「その他廃棄物」

「その他廃棄物」とは下記のごみをいう。

- ・ オハイオ行政法の規則により規定された燃料を燃焼させることにより発生した廃棄

⁵最も厳しい規制が課せられるのが Class I の埋立て処分場に一番規制の緩い Class IV、Class III 及

物で、燃料として主に石炭を燃やした次の廃棄物。大気汚染防止施設からの廃棄物、水質汚濁防止施設からの廃棄物、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。

- ・ 鑄造により発生した次の廃棄物。大気汚染防止施設から発生したダスト、下水汚泥、未使用・使用済み鑄砂、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。
- ・ パルプや製紙の生産により発生した次の廃棄物。下水汚泥、石灰汚泥、石灰岩、おがくず、木屑、樹皮、破碎攪拌装置（ハイドロパルパー）残渣、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。
- ・ 製鉄の生産により発生した次の廃棄物。大気汚染防止施設から発生したダスト、下水汚泥、製鉄工程上生じたダスト、水で柔軟になった汚泥、溶剤、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。
- ・ 石膏の生産により発生した次の廃棄物。石膏ボード、表面の保存のため使われたペーパーダスト、下水汚泥、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。
- ・ 石灰の生産により発生した次の廃棄物。大気汚染防止施設から発生したダストやスラッジ、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。
- ・ セメントの生産により発生した次の廃棄物。大気汚染防止施設から発生したダスト、施設管理者もしくはその代理人が認めた類似した性質を持つその他廃棄物。

（３）一般廃棄物

一般廃棄物はコミュニティ、商業や農業活動から発生した次の廃棄物のことをいう。但し、これらの廃棄物だけに限定されるわけではない。

- ・ コミュニティから発生した廃棄物（家庭、ホテル、モーテル、小屋、レンジャー待機所、乗組員宿泊所、キャンプ場、ピクニック場やレクリエーション施設から発生したごみを含む）。
- ・ 商業活動によって発生した廃棄物（商店、オフィス、レストラン、倉庫やその他の非製造場所から発生したごみを含む）。
- ・ 農業活動によって発生した廃棄物（農家、農場、グリーンハウスや苗木畑から発生したごみを含む）。
- ・ 市町村、商業、工業の下水処理場や浄水場から発生し、廃棄物埋立て処分場での規則に従って分類された廃棄物と一緒に処分される汚泥。
- ・ 有害廃棄物と認定されていない一般廃棄物の焼却炉から発生した飛灰や固形灰。

（４）廃タイヤ

サイズに関わりなく、使用されなくなった不要で廃棄されたタイヤのことをいう。

び Class II の廃棄物は搬入できるが、その反対はできないという意味。

第4節 一般廃棄物、産業廃棄物及び「その他廃棄物」の規則の比較

オハイオ州では、一般廃棄物、産業廃棄物、「その他廃棄物」に関する規則は、すべてオハイオ行政法の中で規定されている⁶。しかし、これら廃棄物の類似点や相違点に関する問い合わせが、廃棄物埋立て処分場の所有者や運営者などから多数あったため、オハイオ環境保護庁は関係者の便宜を図る目的で、3種類の廃棄物に関する規則の比較をテーブルフォーマットにして公表している⁷。その要約については次の図表のとおりである。

図表5. 5 一般廃棄物、産業廃棄物及び「その他廃棄物」の規則の比較表

比較項目		一般廃棄物規則	産業廃棄物規則	「その他廃棄物」規則
廃棄物埋立て処分場の定義		資格を有する埋立て廃棄物処分場であれば、ヤードごみ、タイヤ、バッテリー等の廃棄物に対する受入制限がない限り、すべての廃棄物を受け入れることができる。 産業廃棄物、商業ごみ、農業やコミュニティ活動から生じた廃棄物も受入可能。 但し、大量の感染性廃棄物、有害廃棄物は受入が禁止されている。	産業廃棄物処理のための埋立て廃棄物処分場。下水汚泥、非有害飛灰・固形灰、非有害使用済み鋳砂、スラグ、建設・解体廃棄物の受入可能。著しい量の一般廃棄物の受入はできない。	7つのカテゴリーに属する産業廃棄物排出者から排出された単一又はそれらの混合ごみを処理するために認められた埋立て廃棄物処分場。クラスⅠ～Ⅳまでのどれかに該当する必要がある。正確に分別された処理を実施できるのであれば、非有害飛灰・固形灰、非有害使用済み鋳砂の受入も可能。
規則制定理由		連邦環境保護庁が定めたサブタイトルDの要求を満たす必要があるため。1990年に制定された規則は、一般廃棄物と産業廃棄物埋立て処分場の双方を管理するものだったが、1994年の改正規則は、一般廃棄物処分のみを管理する。	専用・（自ら排出したごみを処分するための）自社用産業廃棄物埋立て廃棄物処分場について規定する。1994年規則の目的は、1990年規則と同様の要求を満たし、引続き処分が適正に出来るようにするため。	7つのカテゴリーに分類された産業廃棄物から排出された多量でかつ有害性の低いごみを処分する埋立て処分場について規定するため。
手数料	許可手数料	有。ごみの種類・量により手数料金に違い。	有。ごみの種類・量により手数料金に違い。	有。ごみの種類・量により手数料金に違い。

⁶一般廃棄物：オハイオ行政法 3745-27、産業廃棄物：オハイオ行政法 3745-29、「その他廃棄物」：オハイオ行政法 3745-30

⁷「DSIWM Guidance 0540（2004年1月13日）」

資格手数料	有。認定された1日の受入最大量もしくは自社かどうかで手数料金に違い。	有。認定された1日の受入最大量もしくは自社かどうかで手数料金に違い。	有。認定された1日の受入最大量もしくは自社かどうかで手数料金に違い。
州政府処理手数料	有。1トンにつき2ドル。自社用は免除。	有。1トンにつき2ドル。自社用は免除。	有。1トンにつき2ドル。自社用は免除。
ホスト・コミュニティ手数料	有。廃棄物埋立て処分場がある自治体・タウンシップにより徴収される。手数料は1トンにつき0.25ドルを超えてはならない。免除なし。	有。廃棄物埋立て処分場がある自治体・タウンシップにより徴収される。手数料は1トンにつき0.25ドルを超えてはならない。免除なし。	有。廃棄物埋立て処分場がある自治体・タウンシップにより徴収される。手数料は1トンにつき0.25ドルを超えてはならない。免除なし。
廃棄物管理地区 ⁸ 処理手数料	廃棄物管理地区により徴収される。手数料は1トンにつき1ドル～2ドル。（州外からの廃棄物も含む）廃棄物管理地区以外からの廃棄物に対しては、1トンにつき2ドル～4ドル。免除なし。	廃棄物管理地区により徴収される。手数料は1トンにつき1ドル～2ドル。（州外からの廃棄物も含む）廃棄物管理地区以外からの廃棄物に対しては、1トンにつき2ドル～4ドル。免除なし。	廃棄物管理地区により徴収される。手数料は1トンにつき1ドル～2ドル。（州外からの廃棄物も含む）廃棄物管理地区以外からの廃棄物に対しては、1トンにつき2ドル～4ドル。免除なし。
共同使用手数料	2箇所以上の廃棄物管理地区によって取り決められた共同使用手数料。地区処理手数料を超える金額の手数料を設定できない。	2箇所以上の廃棄物管理地区によって取り決められた共同使用手数料。地区処理手数料を超える金額の手数料を設定できない。	2箇所以上の廃棄物管理地区によって取り決められた共同使用手数料。地区処理手数料を超える金額の手数料を設定できない。
輸出手数料	有。廃棄物管理地区より徴収。1トンにつき0.5ドル。免除なし。	有。廃棄物管理地区より徴収。1トンにつき0.5ドル。免除なし。	有。廃棄物管理地区より徴収。1トンにつき0.5ドル。免除なし。
排出手数料	有。金額は廃棄物管理地区により決定。免除なし。	有。金額は廃棄物管理地区により決定。免除なし。	有。金額は廃棄物管理地区により決定。免除なし。
許可	必要	必要	必要
資格	毎年更新	毎年更新	毎年更新
場所制限（公園・レリ エーション地域から の1,000フィート内建	有	有	有

⁸廃棄物管理地区=Solid Waste Management District

設禁止)			
設置場所の立証（以下の項目に該当しないことを立証する義務） ●鳥による飛行機離着陸障害 ●洪水の氾濫源 ●地震影響地域 ●不安定地域など	有	なし	なし
遮水工 ●柔軟性遮水シート Flexible Membrane Liner (FML) ●加圧ソイル・ライナー Recompacted Soil Liner (RSL) ●ジオシンセチック・クレイ・ライナー Geosynthetic Clay Liner (GCL)	必要 高密度ポリエスチレンの場合、厚さが最低 60 ミリ、それ以外は最低 40 ミリ必要。 厚さが最低 5 フィート必要。（例外有） 必要 これを利用すれば、RSL の厚さが最低 3 フィートに軽減される。	必要 高密度ポリエスチレンの場合、厚さが最低 60 ミリ、それ以外は最低 40 ミリ必要。 厚さが最低 5 フィート必要。（例外有） 必要 これを利用すれば、RSL の厚さが最低 3 フィートに軽減される。	Class I : 必要 Class II : 必要 Class III : 必要・必要なし Class IV : 必要なし 厚さについては規定なし。 Class I : 5 フィート Class II : 3 フィート Class III : FML がある場合、18 インチ、ない場合 3 フィート Class IV : 必要なし Class I ~ III : 代替可 Class IV : -
浸出水集積システム	必要	必要	Class I ~ III : 必要 Class IV : 必要なし
ガスモニタリング	必要	処分場の位置する高度が 1,000 フィート未満の場合、必要。	パルプや製紙ごみの場合、必要。
地下水モニタリング	必要	必要	Class I ~ III : 必要 Class IV : 必要なし
業務記録	必要	必要なし	必要なし
キャップシステム ●遮断層 Barrier Layer	層の厚さが最低 18 インチの FML が敷設さ	層の厚さが最低 18 インチの FML が敷設	Class I ~ III : 層の厚さが最低 24 イン

● 排水層 Drainage Layer ● 保護層 Protection Layer		れた加圧土遮断層又は、FML 使用の路盤が敷設された GCL。 必要 最低 30～36 インチ必要。カウンティにより差異あり。	された加圧土遮断層又は、FML 使用の路盤が敷設された GCL。 必要 最低 30～36 インチ必要。カウンティにより差異あり。	ちの加圧土遮断層。FML は必要なし。 ClassⅣ：指定された物質のみ必要。 必要なし ごみの透水性の理由から霜防止のため、保護層の厚さを規定。但し、ClassⅣは霜防止の必要なし。
閉鎖後の監視		30 年以上	30 年以上	ClassⅠ：30 年 ClassⅡ：20 年 ClassⅢ：15 年 ClassⅣ：5 年 但し、どのクラスも期間は短縮・延期される可能性がある。
業務	PCB と有害廃棄物探知プログラム	必要	必要なし	必要なし
	ヤードごみ処理	有	無	無
	散乱防止	必要	必要	必要なし
	覆土	毎日	毎日。許可ベースにより毎日行わなくて良い場合あり。	パルプ・製紙ごみは毎日。それ以外は許可ベースにより毎日行わなくて良い場合あり。

図表 5. 5 の比較からも分かるとおり、廃棄物の規則の厳格さについては、一般廃棄物＞産業廃棄物＞「その他廃棄物」の順となっている。オハイオ環境保護庁の担当者も言っていたが、もしごみの分類が曖昧であれば、最初は規則の一番厳しい一般廃棄物埋立て処分場で処分しなければならない。ごみの種類が明確になれば、各々の専用廃棄物埋立て処分場で処分することができる。

第 5 節 建設・解体廃棄物

建設・解体廃棄物は、日本では産業廃棄物に分類され、平成 14 年度産廃の総排出量の 18.7%、約 7,351 万トン排出しており、産業分類別の排出規模では上位 3 位するほど排出量が多く⁹、自治体の公共廃棄物処分場への搬入ごみ、いわゆる“併せ産廃¹⁰”の中でもそ

⁹環境省発表「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 14 年度実績）について」

¹⁰併せ産廃の場合、一般廃棄物の処理に影響を与えない程度であれば受容れすることができる。

の適正な処理に大変苦勞しているごみ種のひとつである。また建設・解体廃棄物は、安定的で異臭などの発生も少ないごみのため、廃棄物の埋立て処分場が不足している日本では不法投棄の対象となりやすく、不法投棄ごみのうち、かなりの量を占めていると思われる。

一方、アメリカでは前述したとおり、建設・解体廃棄物は産業廃棄物と認定されておらず、一般廃棄物埋立て処分場で処分されるのが一般的である。

しかし、日本同様、建設・解体廃棄物の排出量がかなりの量になるため、一般廃棄物埋立て処分場より処分場設置の規則を緩め、専用の埋立て処分場で処理させるような独自の取組みを行っている州政府もいくつか見られる。オハイオは特にこの建設・解体廃棄物の取組みを積極的に行っている州のひとつである。

オハイオ州では、建設・解体廃棄物埋立て処分場が州内に 75 箇所存在し、2003 年、約 13,878,051 cubic yards の建設・解体廃棄物を処理している。そのうち、オハイオ州内で発生した建設・解体廃棄物は 8,287,271 cubic yards であり、約 60%を占める。残りの 40%については、他州から搬入された建設・解体廃棄物で、ニューヨーク州 2,252,236 cubic yards (16.2%)、マサチューセッツ州 1,306,292 cubic yards (9.4%)、ペンシルバニア州 908,726 cubic yards (6.5%)、コネティカット州 521,690 cubic yards (3.8%)、所属不明 249,600 cubic yards (1.8%)、ロードアイランド州 144,274 cubic yards (1.0%)、ニュージャージー州 131,300 cubic yards (0.9%)、その他 6 州 77,622 cubic yards (0.6%) となっている。

オハイオ州は州外からも多くの建設・解体廃棄物を受け入れていることから、建設・解体廃棄物の適正な処理の普及に努めている。次の図表は一般廃棄物埋立て処分場と建設・解体廃棄物埋立て処分場とを対比させたものであり、オハイオ環境保護庁が建設・解体廃棄物の適正処理のために処分業者や排出者などに分かりやすく解説した一例である。



オハイオ州コロンバス郊外にあるセントラル・オハイオ・コントラクト建設・解体廃棄物埋立て処分場

図表 5. 6 一般廃棄物埋立て処分場と建設・解体廃棄物埋立て処分場の違い

一般廃棄物埋立て処分場	建設・解体廃棄物埋立て処分場
処分場設置場所の立地調査必要	処分場設置場所の立地調査必要なし
許可必要 ・オハイオ環境保護庁が技術的な妥当性について建築審査	許可必要なしー資格のみ ・技術的な妥当性についての審査なし
12 以上の設置基準	2 つの設置基準
パブリック・インプット (Public Input) 必要	パブリック・インプット必要なし
遮水工必要 ・柔軟性遮水シート (Flexible Membrane Liner) の敷設必要	遮水工、土地の条件によっては必要 ・柔軟性遮水シートの敷設必要なし
積荷を降ろす場所必要なし (No Unloading Zone) ・直接、処分場に搬入	積荷を降ろす場所必要 (Unloading Zone) ・一般廃棄物などの異種廃棄物を分別するため
浸出水集積必要	浸出水集積必要
ガスモニタリング必要	ガスモニタリング必要なし
覆土毎日	覆土 1 週間毎
キャップシステム ・多重層 (multi-layered) からなる	キャップシステム ・18 インチの遮断層、6 インチの土壌層 (soil layer)、排水層と柔軟性遮水シート必要なし

地下水モニタリング ・ 包括的	地下水モニタリング ・ 限定的
閉鎖後の監視 30 年以上	閉鎖後の監視必要なし

このようにオハイオ州では、建設・解体廃棄物埋立て処分場の規則を一般廃棄物埋立て処分場の規則よりも緩和することで、建設・解体廃棄物埋立て処分場の設置を容易にし、大量に発生している建設・解体廃棄物の処理をスムーズに行えるよう指導している。建設・解体廃棄物を独立して管理することによって、一般廃棄物埋立て処分場の負担も軽減している。

第 6 節 まとめ

オハイオ州は、産業廃棄物処理に関して他州よりも法整備を整え、管理を徹底している数少ない州のひとつである。アメリカでは人口が集中している東部の州で埋立て処分場の容量不足が深刻化しており、最終処分場所を目当てに内陸部へのごみの移動が盛んになってきている。オハイオ州はまさにその受け皿になっている内陸州のひとつである。オハイオ州では廃棄物埋立て処分場の残余年数がかなりあることから、当分は他州のごみを受容れる余力があるが、内陸州のすべてがオハイオ州のように法整備を整え、管理できる体制にあるわけではない。各州ともごみの排出量をかなり抑制しないと事態がますます深刻化するおそれがある。日本同様、アメリカにおいてもごみの減量化・リサイクルの推進が必要であり、またその傾向が一段と強くなってきている。